

公害健康被害被認定者家庭療養指導事業実施要綱

制 定 令和4年4月1日
3川健環第718号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第46条の規定に基づく公害保健福祉事業の一環として、保健師等が公害健康被害被認定者及びその家族等に対して、家庭における療養生活指導や呼吸機能訓練方法等の指導を行い病状回復と健康の保持増進を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 この事業の実施機関は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「センター」という。）及び健康福祉局とする。

(対象者及び対象者の把握)

第3条 この事業の対象者は、公害健康被害被認定者及びその家族とする。

2 健康福祉局長は、家庭療養指導業務を行うために必要と判断した場合は、公害健康被害被認定者の関係資料をセンターの長に情報提供することができる。

(従事者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師の資格を有し、健康福祉局において、環境保健業務に従事する職員
- (2) 保健師又は看護師の資格を有し、センターにおいて、地域支援業務に従事する職員
- (3) 保健師又は看護師の資格を有し、本市の公害健康被害被認定者家庭療養指導に従事する会計年度任用職員

(事業内容)

第5条 家庭療養指導は、対象者のうち、本市に住所を有する者については、センターが原則として年1回以上、家庭訪問または電話、郵送等により家庭療養指導を行うこととする。また、等級が1級・2級の者は年2回程度実施とする。

2 本市に住所を有する者のうち、単身高齢者（65歳以上、単身で生活するもの）については、次のとおりとする。

- (1) 家庭療養指導は、年2回程度実施する。
- (2) 「やさしさメール」を年2回（夏・冬）程度郵送するなどし、生活状況等の把握を行う。
- (3) 対象者が地域で孤立することのないよう、地域での支援や制度の活用等を含めた総合的支援に努める。

3 本市以外に住所を有する者については、健康福祉局より手紙を郵送するなど、年1回程度、家庭療養指導を行う。

(家庭療養指導の内容)

第6条 家庭療養指導は、次の事項について行うものとする。

- (1) 療養や日常生活に関すること
- (2) 受診に関すること
- (3) 家族の健康に関すること
- (4) その他必要なこと

(報告)

第7条 センターの長は、各月毎の家庭療養指導の実施について、翌月20日までに公害補償システムに入力することにより、健康福祉局長に報告を行う。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(川崎市公害健康被害被認定者単身高齢者療養指導実施要領の廃止)

2 川崎市公害健康被害被認定者単身高齢者療養指導実施要領(平成9年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。